

成績評価、単位修得、卒業認定規程

(総 則)

第1条 この規程は、学則第21条、23条に基づき単位修得の認定、成績評価、卒業の認定に必要な事項を定める。

(単位修得)

第2条 単位修得の認定は、各授業科目における規定時間の3分の2以上の出席の上に、成績評価を実施し合格と認めたものとする。

2 単位修得の認定は、成績会議で行う。

(卒業)

第3条 次のいずれかに該当する者は、卒業の資格を失う。

- (1) 各授業科目の合格点に達しない科目のある者
- (2) 授業料等の未納

(成績評価)

第4条 授業科目の評価は学科成績、実習成績によって行う。

2 成績は、各科目100点満点とし、成績評価は次の区分によって判定し、C以上を合格とする。

評 価	点 数	判 定
AA	90点以上	合 格
A	80点以上 90点未満	
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不 合 格

(学科成績)

第5条 各授業科目終了後または必要時、試験等を実施し成績とする。

2 試験がレポート等の場合は指定された日時に提出しなければならない。

(受験資格)

第6条 試験を受けることができるのは、授業時間の3分の2以上の出席をした者とする。

2 出席時間が授業時間の3分の2に満たない者は、学校長が認めた場合に限り、欠席した授業に相当する補習授業を受けることで受験資格を得ることができる。

(補習授業)

第7条 補習授業とは第6条の受験資格を得る目的で実施するもので、臨地実習科目以外の授業

科目の所定時間の2割までを上限とする。

- 2 該当する学生は事由発生後速やかに所定用紙(補習授業願)を提出し、学校長の許可を得る。
- 3 補習授業の日時および方法は学校長が決定する。

(試験)

第8条 学生は原則として指定された日時に、試験を受けなければならない。

- 2 試験時間は45分(1時限)とし、試験開始時間に遅刻した場合は受験できない。また、原則として試験開始後30分以内に試験場より退出できない。
- 3 受験者は試験方法、座席等について監督者の指示に従わなければならない。
- 4 試験において不正行為(別表2)をした者は単位履修を認めない。さらに、学則第28条により懲戒とする。

(追試験)

第9条 疾病(要診断書)、学校保健安全法第19条(要診断書)、忌引きおよび非常変災等に該当し、試験を受けられなかった場合は、証明するものの提出により追試験を受けることができる。

- 2 この場合の成績は得点の8割を評価点とする。
- 3 追試験が不合格の場合は、再試験を受けることができる。

(再試験)

第10条 各科目において成績がD(60点未満)の者については、再試験を受けることができる。

- 2 この場合の成績判定は、合格、不合格とする。合格の場合の成績はC(60点)とする。
- 3 再試験不合格の場合は、再履修しなければならない。

(追試験、再試験の実施)

第11条 追試験、再試験は原則として各1回受験することができる。

- 2 追試験、再試験は別に示す日時、場所において実施する。
- 3 追試験、再試験がレポート等の場合は指定された日時に提出しなければならない。
- 4 追試験、再試験の許可を受けた者は、所定用紙(追試験・再試験願)に受験料を添えて提出し、試験実施前に手続きを完了しておかなければならない。

(特別試験)

第12条 試験を受けなかった場合で第9条に該当しないときは、単位修得を認める方法として教務会議の審議を経て、学校長の許可のもと、特別試験を受験することができる。

- 2 特別試験の許可を受けた者は、所定用紙(特別試験願)に受験料を添えて提出し、試験実施前に手続きを完了しておかなければならない。
- 3 この場合の成績判定は、合格、不合格とする。合格の場合の成績はC(60点)とする。
- 4 特別試験が不合格の場合は、再履修しなければならない。

(実習成績)

第13条 実習は実習評価基準に従い、成績評価する。

- 2 評価を受けることができるのは、実習時間の3分の2以上の出席をした者とする。
- 3 実習時間の3分の2以上の出席のない者は、欠席した実習に相当する追実習をうけることで評価資格を得ることができる。
- 4 実習記録は指定された日時に提出しなければならない。
- 5 疾病(要診断書)、学校保健安全法第19条(要診断書)、忌引きおよび非常変災等に該当し、実習記録を提出できなかった場合は、証明するものの提出により記録の提出を認める。
- 6 実習において不正行為(別表2)をした者は単位履修を認めない。さらに、学則第28条により懲戒とする。

(追実習)

第14条 疾病、学校保健安全法第19条(要診断書)、忌引きおよび非常変災等に該当し、実習を受けられなかった場合は、追実習を受けることができる。

(再実習)

第15条 各実習において成績がD(60点未満)の者については、実習施設が認めた場合に、再実習を受けることができる。

- 2 この場合の成績判定は合格、不合格とする。合格の場合の成績はC(60点)とする。

(追実習、再実習の実施)

第16条 追実習、再実習は原則として各1回受けることができる。

- 2 追実習、再実習は別に示す日時、場所において実施する。
- 3 追実習、再実習を受けようとする者は、所定用紙(追実習願、再実習願)を提出し、学校長を経て実習施設の許可を得るものとする。
- 4 許可を受けた者は、別に定める実習料を添えて実習前に手続きを完了しておかなければならない。
- 5 不合格の場合は、再履修しなければならない。

(特別実習)

第17条 第14条および第15条に該当しない場合の単位修得を認める方法として、教務会議の審議を経て学校長の許可のもと、実習施設が認めた場合に限り、特別実習を受けることができる。

- 2 特別実習の許可を受けた者は、所定用紙(特別実習願)を提出し、実習開始前に実習料を添えて手続きを完了しておかなければならない。
- 3 この場合の成績判定は、合格、不合格とする。合格の場合の成績はC(60点)とする。
- 4 特別実習が不合格の場合は、再履修しなければならない。

(履修条件)

第18条 定められた教育課程進度において、以下に該当する科目については単位履修していな

ければ、次の実習科目へは進めないものとする。

- (1) 基礎看護学実習Ⅰを履修していなければ、2年次の実習には進めない。
- (2) 基礎看護学実習Ⅱを定めた期間内で履修出来ない場合は、それ以降の2年次の実習には進めない。
- (3) 2年次に履修できない実習がある場合は、3年次の実習へは進めない。

(再履修)

第19条 再履修は原則として翌年とする。

- (1) 再履修は予定されている単位履修に支障がないことを原則とする。
 - (2) 支障がある場合は、原則として再履修する科目を優先とする。
- 2 再履修をする場合は、あらかじめ学校長の承認を受ける必要がある。

(卒業認定)

第20条 卒業認定は、定められた授業科目における単位修得により卒業認定会議で行う。

附 則

1 この規程は昭和56年4月1日から施行する。

改正 昭和61. 4. 1 平成8. 4. 1 平成16. 4. 1 平成17. 4. 1 平成21. 4. 1
平成22. 4. 1 平成24. 4. 1 平成27. 4. 1 平成28. 4. 1 平成31. 4. 1
令和 3. 4. 1

(別表1)

項 目	金 額
再試験、追試験	1,000円
特別試験	3,000円
再実習、追実習	3,000円
特別実習	5,000円

(別 表 2)

不正行為の取り扱いについて

不正行為とは、不正な手段によって試験・評価を受け、また受けさせる行為をいい、以下に記す事象等を不正行為とみなす。

- (1) 他人に受験させる、または受験を依頼すること。依頼を受けて受験行為を行うこと。
- (2) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録・資料等（携帯電話等の許可されていない機器も同様）をみること。（資料等持ち込み可の場合は別だが、他人のテキストやノートの持ち込みは不可とする。）
- (3) 試験時間中に他の学生の解答用紙の記載内容を書き写すこと。
- (4) 試験時間中に他の学生に対し問題用紙・解答用紙の記載内容を見せること。
- (5) 試験時間中に他の学生と試験内容に関して情報をやり取りすること。
- (6) 盗用・剽窃（人の作品の全部または一部を、そのまま自分のものとして無断で使う）に値する以下の行為をすること。また以下のような不正行為を幫助すること。
 - ・ 他人（学生間も含む）の作成した論文またはレポートや提出物（一部・全部）、実習記録を自分のものとして提出すること。
 - ・ 他の資料から文章の出典を明記せずに自分の文章として使用すること。
 - ・ 他人のアイデア、解釈、結論、記述等を自分のものとして出典を明記せずに言い換えること。
 - ・ 書籍や論文、インターネット上の記述を書き写すこと。

※論述の前提や根拠として他人の著作物を「引用」することは著作権法で認められている。ただし、その際は必ず出典引用元を明記すること。